



公共下水道事業・農業集落排水事業等

◆区分毎の使用料（1月当たり：消費税込み）


区分	汚水量	改正前使用料	改正後使用料
基本使用料	5 m <sup>3</sup> まで	735	756
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	6 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup>	105	108
	11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup>	136.5	140.4
	21 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup>	147	151.2
	31 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	157.5	162
	41 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup>	168	172.8
	51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	178.5	183.6
	101 m <sup>3</sup> 以上	189	194.4

単位：円

**2**  
 4月からの消費税率の引き上げに伴い5月請求分からは水道使用料が変わります

消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、浄化槽事業）が5月請求分から変更になりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問合せ／下水道課（西木庁舎）☎ (43) 2296



◆各汚水量の使用料比較表（消費税込み）

汚水量	5 m <sup>3</sup>	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>
改正前	735	1,260	2,625	4,095	5,670	7,350
<b>改正後</b>	<b>756</b>	<b>1,296</b>	<b>2,700</b>	<b>4,212</b>	<b>5,832</b>	<b>7,560</b>

単位：円

浄化槽事業

◆浄化槽の使用料（1月当たり：消費税込み）

区分	改正前使用料	改正後使用料
専用住宅 および 併用住宅等	・基本使用料 1,575 円 ・世帯員割額 1人につき 525 円	・基本使用料 1,620 円 ・世帯員割額 1人につき 540 円
事業所等	・基本使用料 3,150 円 ・従業員等割額 1人につき 525 円	・基本使用料 3,240 円 ・従業員等割額 1人につき 540 円

◆世帯員割毎の使用料比較表《一般家庭の場合》

（1月当たり：消費税込み）

単位：円

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
改定前	2,100	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725
<b>改正後</b>	<b>2,160</b>	<b>2,700</b>	<b>3,240</b>	<b>3,780</b>	<b>4,320</b>	<b>4,860</b>

◆基本料金（1月当たり：消費税込み）

単位：円

口径	改正前		改正後	
	一般用	温泉事業区域 および入湯税 特別徴収者用	一般用	温泉事業区域 および入湯税 特別徴収者用
13 mm	1,050		1,080	
20 mm	1,260		1,296	
25 mm	3,360		3,456	
30 mm	5,460		5,616	
40 mm	12,075	7,140	12,420	7,344
50 mm	21,000		21,600	
75 mm	50,190		51,624	
100mm	86,310		88,776	

**1**  
 4月からの消費税率の引き上げに伴い水道料金が変わります

消費税法及び地方税法の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率等が8%に引き上げられました。

このため、平成26年5月検針分（4月使用分）からの水道料金が、次のとおり改正後の水道料金表による算定金額となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●問合せ／企業局業務課 ☎ (54) 2388

◆従量料金（水量1m<sup>3</sup>当たり：消費税込み）

単位：円

種別	口径	水量段階 (m <sup>3</sup> )									
		1~5	6~10	11~20	21~30	31~50	51~100	101~500	501~1000	1001~	
改正前	一般用	13 mm および 20 mm	52.5	84.0	189.0	199.5	220.5	231.0	178.5	136.5	105.0
		25 mm 以上	189.0								
	温泉事業区域 および入湯税 特別徴収者用	13 mm および 20 mm	52.5	84.0			73.5				
改正後	一般用	13 mm および 20 mm	54.0	86.4	194.4	205.2	226.8	237.6	183.6	140.4	108.0
		25 mm 以上	194.4								
	温泉事業区域 および入湯税 特別徴収者用	13 mm および 20 mm	54.0	86.4			75.6				
		25 mm 以上	86.4								

※平成25年7月から平成30年6月までの5年間は経過措置期間となっています。

●総務課 ☎ 43-1111  
●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>  
●facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>  
●角館地域センター(サポートセンター) ☎ 43-3309

●田沢湖地域センター(サポートセンター) ☎ 43-1147  
●田沢出張所(サポートセンター) ☎ 43-1351  
●神代出張所(サポートセンター) ☎ 43-1352

●西木地域センター(サポートセンター) ☎ 43-2200  
●松木内出張所(サポートセンター) ☎ 48-2001  
●上松木内出張所(サポートセンター) ☎ 49-2159

### 3 4月30日(水) 夜間納税窓口開設のお知らせ

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。  
また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。  
●日時/4月30日(水)  
17時15分~19時  
※開設時間に都合がつかない場合は、事前にご連絡ください。  
●場所/税務課、角館・西木地域センター  
●問合せ/税務課(田沢湖庁舎) ☎(43) 11117

### 4 長崎県大村市、茨城県常陸太田市、秋田市 『交流都市物産展』開催

今年も角館の桜まつりの期間にあわせて、それぞれの地元産品を中心に、各交流都市の魅力発信する交流都市物産展が開催されます。  
ぜひこの機会に、ご家族・ご友人・ご近所様などお誘い合わせのうえ、会場まで足をお運びください。  
●日時/5月1日(木)、2日(金) 10時~16時  
●会場/仙北市役所角館庁舎前  
●参加都市/長崎県大村市、茨城県常陸太田市、秋田市  
●問合せ/企画政策課(田沢湖庁舎) ☎(43) 11112

### 6 市税徴収嘱託員の募集

仙北市では、市税を徴収する嘱託員を募集します。  
●業務内容/市税の徴収業務、徴収業務に伴う関連事務等  
●勤務時間/1日当たり7時間30分以内(8時30分から16時45分まで)  
※1週間あたり30時間以内、1か月当たり18日以内  
●資格条件等/採用時に30歳以上65歳未満の方(男女の性別は問いませんが、普通自動車の免許を有している方)  
●報酬額/月額10万円  
●募集人員/1人  
●選考方法/面接試験(履歴書を4月24日必着で郵送または持参ください)  
※面接日は後日お知らせします。  
●採用予定日/平成26年5月1日  
●申込・問合せ/ ☎(43) 11117  
〒014-1298  
田沢湖生保内字宮ノ後30  
仙北市税務課

### 5 仙北市介護老人保健施設にしき園 仙北市臨時介護職員募集

●業務内容/施設利用者の身の回りの世話(食事、入浴、着替え、排泄等)などの介助全般、夜勤あり  
●募集人数/3人  
●募集要件/・経験者尚可・介護職員初任者研修了以上あれば尚可・普通自動車免許(通勤用)  
●雇用期間/雇用日~平成26年9月30日(契約更新の可能性あり)  
●募集期間/募集人員に達するまで  
●申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を仙北市介護老人保健施設にしき園へご持参ください。  
●選考方法/面接によって選考します。  
●問合せ/仙北市介護老人保健施設にしき園 ☎(47) 32111

### 8 市営住宅入居者募集

●募集期間/4月16日(水)~28日(月)まで  
●募集住宅/松葉住宅西・201(築9年)  
●住所/西木町松木内字松葉247-3  
●規格/集合住宅2LDK  
●階数/2階建ての2階  
●月額家賃/3万5000円(駐車場金1台分含む)  
●月額駐車料金/1020円(2台目より)  
●月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります。(抽選日から10日以内)  
●暖房器具は、湿気防止の為、屋外給排気式(F式等)または電気ストーブを使用してください。  
●申込は1世帯1戸限りです。  
●入居資格/次の①~④までの条件にすべてあてはまること。  
①現に同居し、または同居しようとする親族があること。(婚姻の予約者を含む)  
②現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。  
③市税を滞納していない者であること。  
④暴力団員でないこと。

### 9 市民参加型インフラ維持整備事業への資材支給の募集

市民が参加し生活環境の改善を図るため、地域のインフラ維持整備を行う場合、これに必要な資材の支給を行います。  
●対象者/仙北市在住の市民で、市長が適当と認める団体(市民団体、ボランティア団体等)  
●対象となる事業場所/認定道路以外の道路で、公共性の高い道路および地域が共同で使用する水路等  
●対象物および対象件数/側溝等のコンクリート構造物、砂利、碎石、舗装用材等。ただし、消耗品的なものは対象外。  
1申請あたり10万円を上限とし、年度を通じて1回の支給となります。  
※支給対象事業は申請順を基本としますが、地域的偏差が認められると市長が判断した場合は、当該事業を対象としない場合があります。  
●申請方法/資材の支給を受けようとする団体は、募集期間内に資材支給申請書を市長あてに提出してください。  
※申請書用紙は、建設課および各地域センターにあります。また、仙北市ホームページからダウンロードもできます。  
●募集期間/4月15日(火)から  
●資材支給日/事業着手の前日までに施工場所へ運搬して支給します。  
●申請・問合せ/ ☎ 014-0592 西木町上荒井字古堀田47 建設課 監理係 ☎ 43-2294 FAX 47-2166

### 7 市民総参加健康づくりの日 チャレンジデー 2014

今年で4回目の参加となる「チャレンジデー」が5月28日(水)に開催されます。対戦相手は広島県北広島町(人口19,741人、参加2回目)に決定しました。チャレンジデーは午前0時から午後9時までの間に継続して15分以上の運動やスポーツ等を行った住民の参加率(%)を対戦自治体と競うものです。  
当日は運動をして報告しましょう!  
※詳しい内容は今後の市広報、市ホームページ等でお知らせします。  
●問合せ/仙北市チャレンジデー実行委員会事務局(スポーツ振興課内:角館庁舎) ☎ 43-3390

スポーツで明るく元気な仙北市!

※単身入居の場合は、条件がありますのでお問い合わせください。(昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能等)  
※市外在住の方でも入居可能です。  
※不明な点がありましたら事前に都市整備課へご連絡ください。  
●申込方法/申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください。(当日必着)  
●提出先・申込書設置場所/都市整備課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター  
●添付書類/

- ①入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各1通(学生は除く)
- ②入居希望者全員の平成25年度市県民税課税証明書各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
- ③入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通)
- ④生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
- ⑤単身入居者は、戸籍謄本1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥その他特別な事由の書類  
※いずれも市役所窓口で発行しています。(手数料が掛かります)  
●選考方法/応募者多数の場合、書類審査のうえ公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。  
●抽選日時/5月9日(金) 14時  
●抽選場所/西木総合開発センター 2階 農林研修室  
●入居時期/5月16日(金)から入居可能です。  
●問合せ/都市整備課 住宅公園係(西木庁舎) ☎(43) 2295

●総務課 ☎43-1111  
●ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>  
●facebook <https://www.facebook.com/sembokucity>  
●角館地域センター（サポートセンター）☎43-3309

●田沢湖地域センター（サポートセンター）☎43-1147  
●田沢出張所（サポートセンター）☎43-1351  
●神代出張所（サポートセンター）☎43-1352

●西木地域センター（サポートセンター）☎43-2200  
●桧木内出張所（サポートセンター）☎48-2001  
●上桧木内出張所（サポートセンター）☎49-2159

## 子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を給付する予定です。

●給付対象者／基準日となる平成26年1月1日で、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護の被保護者等は除く。



●給付対象児童／給付対象者の平成26年1月1日現在の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護の被保護者等は除く。

●給付額／給付対象児童1人につき1万円

●申請手続き／基準日となる平成26年1月1日に住民登録がされている市町村で申請手続きが必要で、申請・給付手続きについては、決まり次第お知らせします。

※給付対象者が公務員の場合  
児童手当は勤務先から給付されていますが、子育て世帯臨時特例給付金の給付は平成26年1月1日に住民登録されている市町村で申請手続きを行うこととなります。勤務先から発行される証明書が必要です。既に交付を受けられた方は、申請時期まで大切に保管しておいてください。

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」に注意！  
子育て世帯臨時特例給付金の給付にあたって、市町村や厚生労働省などがATM（銀行、コンビニ）

などの現金自動支払機）の操作をお願いすることや、手数料などの振込を求めることは絶対ありません。

また、市町村や厚生労働省などが個人情報照会することは絶対ありません。

このようなことがありましたら、お近くの警察署等にご相談ください。

**子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤルについて**  
厚生労働省では、子育て世帯臨時特例給付金について専用ダイヤルを設置しています。ご不明な点などがありましたら、次の専用ダイヤルにお問い合わせください。

◎電話番号：03-3595-3528  
◎開設時間：9時～18時（土・日・祝日を除く）

子育て世帯臨時特例給付金については、子育て推進課が担当しています。

●問合せ／子育て推進課（西木庁舎）☎(43) 2280

## 介護予防教室「若返り教室」のお知らせ

仙北市包括支援センターでは、高齢者の方々が地域で元気に生活ができるようお手伝いをしていきます。このころなんとなく体の調子が思わしくない方や膝や腰が痛い方が元気になるように第2の心臓と言われている足の手入れや自分でできる簡単なマッサージ方法などを学びます。

●期日／4月23日、4月30日、5月7日、5月14日、5月21日、5月28日、6月4日 ※水曜日

●会場／角館交流センター（和室）  
●時間／10時～11時30分  
●対象／65才以上の方で要介護・要支援の認定を受けていない方  
●講師／1回目と7回目：渡辺ユミ子氏（秋田市）、2回目から6回目：進藤ミツホ氏（田沢湖）

●内容／自分でできる足のマッサージ  
●準備するもの／タオル、バスタオル、水分補給のための水がお茶

●申込み期限／4月22日（火）  
●申込・問合せ／包括支援センター（西木庁舎）☎(43) 2283

## 社会教育委員、生涯学習奨励員に委嘱状を交付

【社会教育委員】  
社会教育法に基づく委員で、教育委員会の諮問に応じ社会教育に関する諸計画を立案したり、教育委員会の会議に出席し社会教育に関し意見を述べることが出来ます。また、市の公民館長、市民会館長、図書館長の諮問に応じて各種事業の企画実施について審議、提言をいただきます。

社会教育委員は次の方々が再任されました。（敬称略）

- 委員長 佐藤正美（角館）
  - 委員長職務代理者 羽根川寛（田沢湖）
  - 委員 阿部節子（田沢湖）
  - 委員 大石淳（田沢湖）
  - 委員 坂本邦子（田沢湖）
  - 委員 鈴木勝一（田沢湖）
  - 委員 田村雄幸（角館）
  - 委員 廣川浩子（角館）
  - 委員 藤村榮一（角館）
  - 委員 三浦栄子（角館）
  - 委員 浅利重昭（西木）
  - 委員 阿部陽子（西木）
  - 委員 大澤博公（西木）
  - 委員 門脇トキヨ（西木）
  - 委員 齋藤昭道（西木）
- 任期2年  
（平成26年2月20日～平成28年2月19日）

【生涯学習奨励員】  
地域住民の身近なところで学習活動を奨励・援助し、生涯学習を活発にするために設置しています。

奨励員の皆さんは各々得意分野で公民館活動やサークル活動を通じ活躍しています。「こんな事をしてみたい」「体験してみたい」などありましたら、お近くの奨励員の方にご相談ください。

生涯学習奨励員は次の方々です。（敬称略、新11新任、再11再任）



- 会長 渡辺勇悦（角館）再
  - 副会長 坂本邦子（田沢湖）再
  - 副会長 門脇トキヨ（西木）再
  - 委員 石橋政文（田沢湖）再
  - 委員 大石光子（田沢湖）再
  - 委員 千田ミワ（田沢湖）再
  - 委員 千葉薫（田沢湖）再
  - 委員 赤川和子（角館）再
  - 委員 酒井泉（角館）新
  - 委員 館花久子（角館）再
  - 委員 新山仁（角館）再
  - 委員 新山正雄（西木）新
  - 委員 橋本敦子（西木）再
  - 委員 島澤みつ子（西木）新
  - 委員 村上 新子（西木）再
- 任期2年  
（平成26年2月20日～平成28年2月19日）

## 介護保険事務所からのお知らせ 地域密着型サービス事業所の公募および説明会について

大曲仙北広域市町村圏組合では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。

本公募は、公正に事業者を選定・指定し、より優良な介護サービスを提供するために実施するものです。

◆公募する地域密着型サービス／

事業の種類	整備年度
複合型サービス	平成26年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成26年度

◆応募要件／

- ①設置主体は法人であること。
- ②整備年度内に事業の開始が可能であること。
- ③介護保険法第78条の2第4項および第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- ④応募に係る説明会に参加すること。

◆応募に係る説明会／

- ◎日時：5月15日（木）14時～
- ◎場所：大仙市役所仙北庁舎3階第1会議室
- ◎申込期限：5月9日（金）17時

※法人名、参加者名、電話番号、開設を希望する事業名、開設予定地、開設予定時期を明記し、左記宛にFAXにてご連絡下さい。

◆問合せ／介護保険事務所 事業監査班  
☎0187 (86) 3913 FAX0187 (86) 3914